

政令市でトップの国保料は引き下げを！

負担の限界です

年所得 300 万・4人世帯(夫婦と子ども・介護分なし)で年 478,150 円の保険料

前回の値上げ(平成18年度)以降、滞納世帯は増え続け、加入世帯の約4割です。85%台に落ち込めば収納率が、さらに下がることも懸念されます。4人世帯で年所得300万円は、生活保護世帯の収入をわずかに上回

福岡市や堺市、

政令市でも保険料引下げ

福岡市では、2008・2009年度2年連続値下げ、2011年度も値下げを実施しています。年間所得233万円の3人世帯(介護分含)年間9,200円の引下げです。

大阪・堺市では、今年度、一般会計繰り入れ法定外分を7,500万円増やし、1人当たり4,500円の保険料引き下げを実施しました。



る程度です。年478,150円もの保険料は、負担の限界を超えています。上野議員は、すべての加入者が保険証1枚で安心して病院に行けるようにするため、政令市トップの負担の保険料引き下げを求めました。

10年間も無保険で、手遅れに

62歳・男性1人暮らし、タクシー運転のバイト
10年前に、甲状腺亢進症悪化で、救急入院。その際は生活保護を受給。タクシーのバイトを始め保護辞退、社会保険がなく、無保険に。2年前から、大便のたびに出血。市役所で国保加入手続きを行ったが、2年遡って保険料支払いがあると説明を受け、「払えない」とあきらめ、加入しなかった。今年、出血がひどくなり、体調も悪くタクシー乗車も5~6時間しかできないと相談にこられる。保護申請、病院を受診、検査したら進んだ「大腸がん」が見つかった。

経済的理由による治療中断など、

医療機関の協力で事例調査を！

全国保険医協会・患者受診実態調査(全国1万を超える医療機関の協力)では、「経済的理由で治療を中止・中断した事例があったか」に3748施設(38.7%)が「あった」との回答です。九州は10%程高く、患者の約半数が経済的理由で治療を中断している状況です。上野議員は、医療機関の協力を得て、経済的な理由から治療を中断したり、受診抑制による手遅れや重症化の事例がないか、市が実態調査に取り組むことを求めました。

「原発からの撤退を求める意見書案」

日本共産党市議団で提出

【要望項目】

- 1、原子力発電からの撤退を決断し、原発依存から自然エネルギーへの転換をすすめる、原発ゼロに期限を決めたプログラムをすること
- 2、原発の安全確保から、プルサーマル発電の中止と、老朽化した原子炉は廃止すること
- 3、原子力安全・保安院を経済産業省から分離・独立させ、権限強化を行うこと

【控え室から】

原発ゼロと自然エネルギーの可能性
なすまどか

先日、日本共産党は「原発からのすみやかな撤退 自然エネルギーの本格的導入を——国民的討論と合意をよびかけます」と題する提言を発表しました。

福島原発の事故は、その原子炉をつくった科学者や技術者でさえ収束させることができないまま、被害が拡大しています。子や孫の世代を超え、何の責任もない将来を生きる人々にまで被害を与えてしまった責任を私たち世代は直視する必要があります。

人類は原発事故を回避する技術確立していないのが現実です。ならば、原発事故をなくす唯一の方法は、原発をなくすことしかありません。

今回の提言では、原発にかわる自然エネルギーの可能性も具体的に示されました。また、当たりのように続いていた大量生産・大量消費の社会システムや生活スタイルの見直しなども呼びかけられました。

「国民的討論を——」と呼びかける今回の提言。「私たちの住む社会と原発は共存できるのか?」「ひいては、「地球と原発は共存できるのか?」この課題に対して私たち一人ひとりが考え、結論を導く努力をしていかなければならないと思います。ぜひご覧いただろう。」

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 758

2011年7月3日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

市長 「自然エネルギーの推進は重点」

温暖化対策にとどまらない、自然エネルギーへの抜本的転換を！

上野議員は、一般質問で、恵まれた天然の資源を大いに活用し、温暖化対策にとどまらない、原発から自然エネルギーへの転換を爆発的にすすめていくこと、自然エネルギー推進の立場を明確にし、第3次熊本市環境総合計画に定められた「再生可能エネルギーの導入促進」についての具体策の拡充を求めました。

市長は、「自然エネルギーの推進は、環境総合計画を踏まえ、『低炭素都市づくり戦略計画』の重点プロジェクトとして、CO2排出量の少ないエネルギーの確保、エネルギーの地産地消を目指して取り組んでいる」とし、公共施設への太陽光発電システム導入や住宅用太陽光発電システムの設置補助、下水道汚泥消化ガスによる発電などに積極的に取り組む立場を明確にしました。

すべての学校に太陽光発電を！

文部科学省は「スクール・ニューディール構想太陽光発電版」として、学校現場への太陽光発電の導入を推進しています。北九州市や鹿児島市

などは、こうした国の補助制度を活用し、積極的に取り組んでいます。本市でも、年次計画を立て、全校への計画的設置をすすめるべきです。

利用しましょう！「住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム設置補助」

【住宅用太陽光発電システム】

10kW未満の住宅用太陽光発電システムで、国の補助基準を満たすもの。太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり2万円（上限10万円）の補助。平成23年4月1日から平成24年1月31日までに設置される方。

申請期間は、平成23年6月1日（水）から平成23年8月31日（水）まで。

【住宅用太陽熱利用システム(太陽熱温水器)】

「自然循環型太陽熱温水器」（上限5万円）または「強制循環型ソーラーシステム」（上限10万円）の新規取付に、購入費・据付工事費の5分の1を補助。

申請期間は、平成23年6月1日（水）から平成23年8月31日（水）まで。

就学援助 支給品目の拡大を！

準要保護の「クラブ活動費・生徒会費・PTA会費」

国は、要保護に支給品目を追加

「クラブ活動費・生徒会費・PTA会費」

国は、2010年度から、要保護児童の就学援助の支給品目に「クラブ活動費・生徒会費・PTA会費」を新設しました。

準要保護も、交付金に算定

文部科学省がホームページでも紹介しているように、準要保護者に対する補助は廃止されましたが、税源移譲が行われ、要保護の補助対象品目変更に合わせて、準要保護についても支給対象品目分は国からの交付金に反映されています。

上野議員は、一般質問で準要保護についても支給品目を拡大するよう求めました。教育長は、「国に、補助の増額を要望していく」と答弁しましたが、交付金に算定されているので、市として品目拡充すべきです。

「要保護者」とは、

生活保護法第6条第2項に規定された要保護者(児童・生徒)です。市町村が実施する就学援助事業のうち、「要保護者」については、国が補助を行っています。

「準要保護者」は、

市町村教育委員会が、生活保護法第6条第2項に規定するよう保護者に準ずる程度に困窮していると認めた児童・生徒です。準要保護については、H17年度より、税源移譲を行った上での就学援助に対する国補助を廃止しています。

就学援助は、国の示す支給品目で！

準要保護の認定は市町村の判断ですが、国が項目に追加したものを自治体が支給しなければ、文部科学大臣が約束した「市町村の事業は縮小しない」に反します。

準要保護の国庫補助が廃止されたときの文部科学大臣の国会答弁 「準要保護の国庫補助は一般財源化するが、学校教育法において就学援助の実施義務は市町村に課せられており、地域の実情の応じ市町村で行う、市町村の事業が縮小するものではない」

